

マルハン健康保険組合並びに株式会社マルハンが共同で実施する 健康診査及び保健指導事業の公表について

マルハン健康保険組合
理事長 田端直樹

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。マルハン健康保険組合では、健康診査及び保健指導事業について、株式会社マルハンと共同実施し、健診データを共同利用しています。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者の名称について、次のように公表いたします。

1. 株式会社マルハンとの健康診査及び保健指導事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である株式会社マルハンとともに、健康診査及び保健指導事業を共同実施しています。

2. 共同利用する健診データ項目について

※下線部分は、労働安全衛生法に定める健診項目(法定健診)

- 内科診察(問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査)
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、BMI
- 視力・聴力検査(会話法あるいはオーディオメーター)
- 胸部X線
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査(結核菌、または肺がん検診)
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査(安静時あるいは負荷)

- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査
- 便潜血反応検査
- 直腸・肛門触診、前立腺(触診、男性のみ)
- 大腸内視鏡検査(精密検査時)
- 腹部超音波検査(肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓)
- 肝機能検査
 - ・GOT、GPT、 γ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、
コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
- 膵臓検査(アミラーゼ)
- 肝炎ウイルス検査
 - ・HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体(40歳以上1回)
- 血中脂質・尿酸検査
 - ・血清トリグリセライド(中性脂肪)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸
- 血糖検査(糖代謝)
 - ・空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験(60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖)、HbA1c
- 血液検査(貧血検査)
 - ・白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
- 子宮がん検査(内診、細胞診、女性のみ)
- 乳がん検査(視触診、マンモグラフィ、超音波、女性のみ)
- 眼圧検査
- 腫瘍マーカー検査
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・株式会社マルハン グループユニット
人事課 健康管理担当者
- ・マルハン健康保険組合 保健事業課 担当者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・株式会社マルハン グループユニット人事課においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進しま

す。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、マルハン健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、人事課にデータ保存し、同社産業医の判定と指示にしたがって、同社保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- ・ マルハン健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、株式会社マルハングループユニット人事部人事課とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、当健康保険組合の保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者の名称について

健診データの管理責任者は、株式会社マルハン グループユニット人事部人事課長並びにマルハン健康保険組合事務長です。